

審査結果の要旨

報告番号	甲 第 1198 号	氏名	久篠 奈苗
審査担当者	主査	吉田 典子	(印)
	副主査	山下 裕史朗	(印)
	副主査	足達 寿	(印)
主論文題目： ダウン症候群者およびその家族の定期歯科受診行動に影響する要因に関する質的研究			

審査結果の要旨（意見）

ダウン症候群者の定期歯科受診行動に影響する要因について、量的研究では見出すことが難しい詳細な問題点の把握を行なうために修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いた質的研究による検討を行った。その結果、歯科受診行動の継続には歯科医院側の理解ある対応が必要であることが再認識された。定期受診行動決定までのプロセスを経時的に並べることによって歯科受診行動に影響する要因を整理し論理的に分かりやすく説明することができている。本研究で得られた結果は、質的研究の限界で一般論として述べることはできないが、今後、この結果を歯科医院側へフィードバックして、結果の検証を行う必要があると考えられる。ダウン症候群者では、歯科口腔領域の異常のために歯科受診が必要となる機会が多いと考えられ、心疾患や精神発達遅延を伴う例も多く一般の歯科受診が困難となる。さらに研究を進め、ガイドラインの作成などに繋げることで、障害者における歯科口腔保険推進への貢献が期待できる。

論文要旨

ダウン症候群者およびその家族におけるこれまでの歯科受診経験をもとに、受診時の経験や心境と歯科定期受診行動との関連について、半構造化面接と修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いた質的研究による検討を行った。

定期歯科受診行動の決定までのプロセスは、受診前、初回受診、受診行動決定因子、受診行動決定の時間軸で構成され、初回受診後、初回受診および数回の受診の経験から定期歯科受診促進因子、あるいは、定期歯科受診抑制因子を生じ、その後それぞれの因子により、定期歯科受診継続と定期歯科受診しない・中断あるいは、歯科医院の変更を受診行動決定が行われていた。また、定期歯科受診していても、通院の時間的制約や通院の距離的制約を生じ、定期歯科受診中断や歯科医院の変更が必要となることもあった。定期歯科受診しない・中断の対象家族には、定期歯科受診への躊躇の思いがあった。歯科医院の変更が必要となり新たに歯科を受診する際には、受診前の状況に戻り、再度そこから受診行動決定まで、同様のプロセスをたどっていた。

定期歯科受診継続には、歯科医院側の理解ある対応が必要であることが再確認され、本人および母親のポジティブな経験も定期歯科受診促進因子であることが示唆された。